

●不法投棄の禁止

*不法投棄とは

- ・みだりに（正当な理由なく）廃棄物を捨てることを言います。
- ・自らの土地に捨てたり、穴を掘って埋めたりすることも不法投棄に当たります。

*不法投棄がもたらす問題

- ・自然環境や地域の景観を損ないます。
- ・将来にわたって、地下水汚染や悪臭などの環境問題を発生させるおそれがあります。
- ・現状回復には、多大な費用がかかります。



●野外焼却（いわゆる野焼き）の禁止

*野外焼却とは

- ・屋外で廃棄物を焼却する行為で原則として禁止されています。
- ・ドラム缶焼却や地面に穴を掘っての焼却、基準を満たさない違法な焼却炉による焼却行為も野外焼却にあたります。

*野外焼却がもたらす問題

- ・健康に深刻な影響をもたらすとされているダイオキシン類の発生につながります。
- ・火災の原因や煙害など、地域の皆さんに迷惑がかかる場合があります。

*例外として野外焼却が認められるもの

- ・国、地方公共団体が施設管理のために行う必要な焼却
- ・災害予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事のための焼却
- ・農林漁業のためのやむを得ない焼却（害虫駆除、漁網に付着した海産物の焼却等）
- ・日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

※野外焼却禁止の例外規定とされた行為でも、生活環境上支障を与え、苦情等がある場合は行政指導等を行う場合がありますのでご注意ください。



罰則

不法投棄、野外焼却については、
廃棄物処理法により罰則が規定されています。

- 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科（法第25条第1項第14、15号）
- 法人の場合は、3億円以下の罰金（法人重科 第32条第1号）



廃棄物の処分に違法な不用品回収業者は利用しないでください!!

トラック型回収、空き地型回収、チラシ型回収のような不用品回収業者の多くは、無許可で廃棄物の回収を営業しています。

廃棄物を回収するためには、一般廃棄物と産業廃棄物の各区分に応じ、市の「一般廃棄物収集運搬業許可」または県の「産業廃棄物収集運搬業許可」が必要です。

無許可の回収業者によって回収された廃棄物が不法投棄された事例が報告されています。不法投棄された場合、排出者も責任を問われる場合があります。

高額な処理料金を請求されるといったトラブルが発生しています。

このほか、無許可業者に回収された廃棄物の不適正な管理や処理により、フロンガスや鉛などの有害物質の大気中への放出、スクラップ類からの火災などの事例が発生しています。

適正な処理を行いましょ!!